

事例5（早期救助）

落水したものの、救命胴衣を着用していた同乗者が携帯電話で118番通報して早期救助

概要：本船は、船長ほか同乗者1人が乗船し、来島海峡中水道を北進中、平成21年9月19日07時45分ごろ渦潮に巻き込まれて転覆し、2人とも落水した。

救命胴衣を着用していた乗船者2人は、海面に浮いた状態で漂流することができ、防水型の携帯電話を所有していた同乗者が118番通報し、早期に発見されて救助された。

本船（釣船）

総トン数：5トン未満
L×B×D：5.85m×1.69m×0.53m
進水年月：昭和61年4月

気象：晴れ、風ほとんどなし
視界良好
海象：中水道の潮流 南流約7.7kn
水温：21.5℃（07時50分、今治）

本船は、南流強潮時の来島海峡中水道を北進中、右舷船尾付近で発生した渦潮に巻き込まれ、右舷側に**転覆**した。

落水した船長及び同乗者は、**救命胴衣を着用**していたことから、海面に浮いた状態で漂流することができた。

同乗者が**防水型の携帯電話**を所持していたことから、**118番通報**することができた。
（転覆から約2分後）
さらに、通話状態としたまま救助を待った。

同乗者は、通報から約10分後に到着した巡視艇を認め、携帯電話で巡視艇との位置関係を海上保安庁に知らせ、その後2人とも**無事救助**された。



被害の軽減策

- ・ **救命胴衣の着用**
- ・ **連絡手段の確保**（防水パック入り携帯電話、防水性のある携帯電話）
- ・ 事故発生時には、**118番通報**

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成22（2010）年10月29日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2010/MA2010-10-3_2010tk0014.pdf